



2020年7月30日

各 位

会 社 名 SMN株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 石井 隆一  
(コード番号：6185 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員 中川 典宜  
(TEL. 03-5435-7930)

### 会社分割（簡易新設分割）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年10月1日付で簡易新設分割により当社完全子会社としてSMNメディアデザイン株式会社（以下「SMD」）を設立し、当社のデジタルメディア事業開発事業、およびインターネットアドネットワーク広告の媒体仕入を主軸としたメディア事業（以下「当該事業」）をSMDに承継させること（以下「本件分割」）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件分割は当社単独の簡易新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

#### 記

##### 1. 会社分割の目的

当社の当該事業は、デジタルメディアの事業開発や親会社であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が保有するポータルサイト「So-net(ソネット)」の広告枠の企画および仕入販売を中心に媒体の広告収益最大化を支援するサービスを展開しております。つきましては、同事業を分社化し、同事業の特性を踏まえた柔軟な組織運営とスピーディーな意思決定の実現を図ることにより、同事業の更なる強化と成長を目指します。

##### 2. 会社分割の要旨

###### (1) 会社分割の日程

取締役会決議日 2020年7月30日  
分割期日 2020年10月1日

※本件分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略します。

###### (2) 分割の方式

当社を分割会社とし、SMDを新設会社とする新設分割です。

###### (3) 株式の割当

SMDが本件分割に際して発行する株式は3,000株であり、その全てを当社に対して割当交付いたします。

###### (4) 分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

###### (5) 分割により増減する資本金

本件分割による当社の資本金の増減はありません。



(6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社であるSMDは、当該事業に属する資産、負債及び契約その他これに付随する権利義務（ただし、従業員との労働契約及びこれに付随する権利義務を除く。）を分割計画に定める範囲において承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

本件分割において、当社およびSMDが負担すべき債務について、履行の見込みはあるものと判断しております。

3. 会社分割の当事会社の概要

	分割会社 (2020年3月31日現在)	新設会社 (2020年10月1日(予定))
(1) 名称	SMN株式会社	SMNメディアデザイン株式会社
(2) 所在地	東京都品川区大崎二丁目11番1号	東京都品川区大崎二丁目11番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石井 隆一	代表取締役社長 中森 慶
(4) 事業内容	マーケティングテクノロジー事業	デジタルメディア事業開発事業、およびインターネットアドネットワーク広告の媒体仕入を主軸としたメディア事業
(5) 資本金	988百万円	30百万円(設立時資本金)
(6) 設立年月日	2000年3月21日	2020年10月1日(予定)
(7) 発行済株式数	13,043,733株	3,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 60.91%	SMN株式会社 100.00%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績(連結)		
純資産	4,570百万円	
総資産	6,610百万円	
1株当たり純資産	354円12銭	
売上高	11,607百万円	
営業利益	747百万円	
経常利益	735百万円	
親会社株主に帰属する当期純利益	483百万円	
1株当たり当期純利益	37円73銭	

※ 分割会社については2020年3月末現在の状況を、新設会社については分割の効力発生日時点の見込みを記載しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

デジタルメディア事業開発事業、およびインターネットアドネットワーク広告の媒体仕入を主軸としたメディア事業

(2) 分割する部門の経営成績(2020年3月期)

分割する部門の売上高
74百万円



(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	296 百万円	流動負債	3 百万円
固定資産	7 百万円		
合計	303 百万円	合計	3 百万円

※実際に分割する資産・負債の金額は、上記金額に本件分割効力発生日までの増減を加減したうえで確定いたします。

5. 分割後の状況

本件分割後の、当社名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

6. 今後の見通し

新設会社は当社の 100%子会社となるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上